

# 労務通信

2018.10月号

## 70歳雇用時代が来る？政府が検討開始

### ◆今秋から検討開始

政府は、未来投資会議と経済財政諮問会議で高齢者が希望すれば原則70歳まで働ける環境整備に向けた検討を、今秋から始める方針です。

現在は高年齢者雇用安定法で原則65歳までの雇用が義務づけられていますが、同法を改正し、70歳雇用を努力目標とすることを検討するとしています。



### ◆2019年度は補助金拡充

法改正に先駆け、まず高年齢者雇用に積極的な企業への補助金を拡充するとしています。来年度予算案で高齢者の中途採用を初めて実施した企業への補助金を拡充し、「トライアル雇用」から始められるようにすることで企業に高齢者雇用への取組みを促す方針です。

### ◆賃金大幅ダウン避ける仕組みも検討

内閣府の「平成29年版高齢社会白書」によれば、現在仕事をしている高齢者の約4割が「働けるうちはいつまでも」と回答しており、「70歳くらいまで」が約22%、「75歳くらいまで」が11.4%、「80歳くらいまで」が4.4%と、全体の8割近い人が高齢期にも高い就業意欲を持っています。

しかし、現在は定年後に継続して働く場合でも高年齢者雇用給付や在職老齢年金との兼合いで大幅に賃金がダウンする仕組みとなっています。

このため、働く意欲や能力のある人が大幅に賃金が下がらないようにするため、評価・報酬体系を官民で見直すとしています。公的年金を70歳以降に受給開始できるようにすることも検討される予定で、70歳超から年金を受け取る場合には受取額を大幅に加算する案も出ています。

### ◆現状は「再雇用」が8割

ただし、企業における現在の高齢者雇用は、定年を65歳まで延長している企業が17%、定年廃止は2.6%で、約8割が「再雇用」です。

政府は、高齢者雇用で成功している企業を参考に、今秋以降、経済界などとも慎重に協議を進めるとしています。

## 法改正情報

### ◆最低賃金が改定されます！（広島県は平成30年10月1日より改定）

全都道府県で最低賃金が改定されます。お住まいの地域、勤務先の地域別最低賃金額にご注意ください。なお、広島県の最低賃金は、平成30年10月1日より、昨年度から26円引き上げの時間額844円となります。

## 広島県の最低賃金

時間額 818円

（平成30年9月30日まで）



**844円**

（平成30年10月1日から）

◎地域別最低賃金の全国一覧はこちら

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/minimumichiran/](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/minimumichiran/)

## 労務の基礎知識

### ◆障害者の法定雇用率、把握していますか？

今年8月、障害者の雇用数を中央省庁をはじめ、国の行政機関が水増ししていた問題が相次いで報道されました。厚労省のガイドラインでは雇用率に算入できるのは原則、障害者手帳の交付を受けている人などとされていますが、調査の結果、大半の機関で証明書類の確認作業をしないまま、障害者数に不適切に算入されていたといわれています。

すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。この法定雇用率が、4月1日から引き上げとなり、民間企業においては現在2.2%になりました。これに伴い、従業員45.5人以上の事業主は、毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません。また、3年後の2021年4月までには、更に0.1%引き上げされ、2.3%になる予定です。

### ◆障害者の把握・確認にはプライバシーに配慮して

障害者雇用率制度や障害者雇用納付金制度の適用に当たり、事業主様において障害者である労働者の方を適切に把握・確認していただく必要があります。特に在職している精神障害者の把握・確認の際は、プライバシーに配慮することも大切です。

厚労省においてガイドラインが策定されておりますので、参考にさせていただけたらと思います。

◎「プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドラインの概要」

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisaku-jouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000065285.pdf>